

| | | |
|--|-------------------|-----------------|
| 定例会議資料 | 損害賠償請求控訴事件の判決について | 令和4年2月9日 監察課 |
| <p>1 事件名 高松高等裁判所 令和3年(ネ)第141号 損害賠償請求控訴事件</p> <p>2 当事者 (1) 原告 A (2) 被告 高知県 外1名</p> <p>3 事件の概要 原告は、自己の交通違反に関する書類について、高知県個人情報保護条例に基づき情報の開示を求めたのに、被告がこれを不開示処分としたとして、精神的苦痛や損害を被ったことに対する賠償金450万円の支払い等を求めて提訴したものであるが、高知地方裁判所において請求を棄却する判決を受けたことから、これを不服として、原判決の取消し等を求めて控訴したものの。</p> <p>4 判決 (1) 判決日 令和4年1月26日 (2) 主文 ア 本件控訴を棄却する。 イ 控訴費用は控訴人の負担とする。</p> | | |

| | | |
|---|--------------------|-----------------|
| 定例会議資料 | 令和3年度総合監察の実施結果について | 令和4年2月9日 監察課 |
| <p>1 実施期間 令和3年10月18日から11月30日までの間</p> <p>2 実施対象所属 県下12署</p> <p>3 実施方法 非違事案の発生リスクが高い業務領域に重点を置いた各部の監察項目27項目と捜査管理に特化した監察項目3項目（警務部を除く各部共通項目）を策定し、業務管理等の実態について監察を実施した。</p> <p>4 実施結果</p> <p>(1) 各部策定監察項目 指摘事項なし。</p> <p>(2) 捜査管理に特化した監察項目（各部共通項目（警務部を除く。）） 1項目について指摘事項があった。</p> <p>(3) 指摘事項の改善措置 指摘事項の要因については、担当者の認識不足及び責任者の管理不徹底が主たるものと考えられることから、指摘事項該当署に対しては改善を求めた。 今後、業務主管課と連携して県下に指導し、業務上の非違事案防止を推進することとする。</p> | | |